

諮問番号：令和4年度諮問第50号
答申番号：令和5年度答申第6号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和3年9月6日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護開始申請却下決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

令和2年12月に受給していた生活保護を廃止された際、担当のケースワーカーから、審査請求人の母（以下「母」という。）の遺産から供養費として150万円を確保し、残ったお金が無くなったら生活保護の申請を行うよう説明を受けた。

しかし、令和3年9月、新たな担当のケースワーカーから、供養費は認めないとして、供養費である預貯金で暮らすように言われた。処分庁が詐欺集団となり、だまされたことから、厳正に取り締まる様に要請する。

母の遺産を相続したのは、供養のためである。供養費は生活には使用できないため、本件処分の取消しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁は、審査請求人が令和3年8月23日に生活保護の開始申請（以下「本件申請」という。）を行ったが、申請時の審査請求人の預貯金残高が

869,132円であることが判明したことから、申請時の審査請求人の預貯金を資産とみなし、この預貯金が、審査請求人世帯の最低生活費の5カ月を上回る額であるため、法第8条第1項により、保護が必要であると認められないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

- (2) 審査請求人は、相続の目的は母の供養であり、供養費を認めて欲しい旨主張する。

審査請求人は、処分庁に対し、銀行口座の残高については、母の永代供養代であり、生活に使用することはできず、令和2年12月1日付けで保護を廃止された際、母の永代供養代を除いた残高がなくなれば、生活保護の申請をするように言われた旨主張したが、処分庁は、申請時の審査請求人の預貯金全額を資産とみなしたことが認められる。

本件においては、処分庁が審査請求人の保護を令和2年12月1日付けで廃止した際に、審査請求人に対して、永代供養代の取扱い等について、どのような説明を行ったか本件の事件記録から確認できず、判然としない。

しかしながら、法第4条第1項及び法第5条のとおり、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされており、申請時に保有する預貯金から永代供養代を控除するといった取扱いは存在しないことから、審査請求人の主張は採用できず、審査請求人の保有する預貯金額を審査請求人の利用し得る資産であるとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (3) また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第10のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

保護申請時における審査請求人世帯の預貯金等の合計額は897,828円であり、審査請求人世帯の収入充当額は、審査請求人世帯の最低生活費を上回っていることが認められる。

したがって、審査請求人世帯に保護が必要であると認められないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、審査請求人は、処分庁が詐欺集団となりだまされたことから、厳正に取り締まる様に要請する等処分庁に対し縷々不満を述べているが、処分庁の行為によって権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められている処分に該当せず、審査請求となる事項でないことから、当審査庁の判断外事項である。

(5) 上記の他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

令和5年	3月30日	諮問書の受領
令和5年	4月5日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：4月19日 口頭意見陳述申立期限：4月19日
令和5年	4月13日	第1回審議
令和5年	5月15日	第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条は、生活保護制度における基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しており、同条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条により、「前4条に規定するところは、この法律の基本原則であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。
- (4) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めている。
- (5) 次官通知第8の1(4)は、「収入の認定にあたっては、(中略)当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握すること。」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (6) 次官通知第10は、「保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、（中略）認定した収入（以下「収入充当額」という。）との対比によって決定すること。（後略）」と記している。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 令和3年8月23日、審査請求人世帯の世帯主（以下「世帯主」という。）は、処分庁に対し、本件申請を行った。

本件申請において添付された「資産申告書」には、審査請求人の預貯金869,132円、世帯主の預貯金13,696円、現金15,000円を所持する旨が記載されており、また、「証明（申告）書」には、証明（申告）事項として、相続した永代供養代100万を生活費には使用せず供養費に使用する、生活保護廃止時に供養費を除いた分がなくなれば生活保護の申請をする様に言われている旨が記載されている。

- (2) 令和3年8月23日付けの受付面接記録票には、相談に至る経緯として、「主〔世帯主〕世帯は、平成13年12月19日から（中略）〔処分庁〕で生活保護を受給していたが（中略）〔審査請求人〕の母が亡くなったことにより3,190,292円を遺産相続。〔法〕63条返還決定後、残金2,392,494円があり、6ヶ月以上保護を要しない状態が継続すると認められたことにより、令和2年12月1日付廃止となっていたもの。このたび、手持ち金を消費したため生活に困窮し、生活保護の申請に至る。」との記載があり、その他の情報として、「（前略）〔審査請求人〕の預貯金残額が869,132円あることについて、（中略）〔町会長と審査請求人〕より、母の永代供養代との申出あり（遺産相続する際の約束事とのこと）。永代供養代は約100万円程度かかるものの、永代供養先が見つからない。生活費に使用できないお金であるとの申出。前廃止時に担当CW〔ケースワーカー〕とも話しをつけてあるとのこと。（永代供養代を残して預金なくなったら申請に来るようと）別紙証明書提出有。→最低生活保障費・資産活用について説明。却下の可能性が高い旨、伝える。」と記載されている。

- (3) 令和3年9月3日、処分庁はケース診断会議を開催した。

同日の記録票には、ケースの状況及び経過を記載する欄に、「（前略）申請時に提出のあった通帳残高（写）より、（中略）〔審査請求人〕のA銀行口座残高が869,132円（R3.8.23時点）あることが判明。聞き取り

を行った所、母親の遺骨を永代供養するための費用であり、生活費に使用することはできないと主張する。(後略)」との記載があり、検討事項・問題点を記載する欄に、「申請時の預貯金については資産とみなし、最低生活費の5ヶ月分を上回る金額であるため、生活保護申請を却下してもよいか。※最低生活費：164,150円(生活扶助費116,150円+住宅扶助費48,000円)」との記載がある。

(4) 令和3年9月6日付けで、処分庁は、審査請求人に対し、本件処分を行った。

本件処分の通知書には、却下の理由として、「(前略)申請時の預貯金残高について、869,132円あることが判明しました。申請時の預貯金については資産とみなし、この預貯金額は、世帯の最低生活費の5カ月上回る額であるため、生活保護法第8条より、保護が必要であると認められないことから、生活保護の申請を却下いたします。」と記載されている。

(5) 令和3年9月9日付けで、審査請求人は、本件審査請求を行った。

3 判断

(1) 処分庁は、前記2(1)から(4)のとおり、審査請求人が令和3年8月23日に本件申請を行ったが、申請時の審査請求人の預貯金残高が869,132円であることが判明したことから、当該預貯金を資産とみなし、当該預貯金が審査請求人世帯の最低生活費の5カ月上回る額であるため、法第8条により、保護が必要であると認められないとして、本件申請を却下する本件処分を行ったことが認められる。

(2) 審査請求人は、相続の目的は母の供養を行うためであり、供養費を認めて欲しい旨を主張する。

前記2(1)から(4)のとおり、審査請求人は、処分庁に対し、銀行口座の残高については、母の永代供養代であり、生活に使用することはできず、令和2年12月1日付けで保護を廃止された際、母の永代供養代を除いた残高がなくなれば、生活保護の申請をするように言われた旨主張したが、処分庁は、申請時の審査請求人の預貯金全額を資産とみなしたことが認められる。

この点について、処分庁が過去に審査請求人の保護を廃止した際に、審査請求人に対し、永代供養代の取扱い等にどのような説明を行ったかについて、本件の事件記録から確認できず判然としない。

しかしながら、前記1(3)のとおり、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされており、申請時に保有する預貯金から永代供養代を収入から控除するといった取扱いは存在

しないことから、審査請求人の主張は採用できず、審査請求人の保有する預貯金を審査請求人の利用し得る資産であるとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (3) また、前記1(6)のとおり、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとされている。

前記2(1)から(3)のとおり、保護申請時における審査請求人世帯の預貯金等の合計額は897,828円であり、審査請求人世帯の収入充当額は、審査請求人世帯の最低生活費164,150円を上回っていることが認められる。

したがって、審査請求人世帯に保護が必要であると認められないとした処分庁の判断に不合理な点は認められない。

- (4) 以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。
- (5) 以上のとおり、本件処分については、前記1の法令等の定めに従い適法に行われたものであることが認められ、違法又は不当な点は認められない。
- したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会
委員(部会長) 谷口 勢津夫
委員 西上 治
委員 濱 和哲